

あなたは どこの支部?

各支部の担当地域

■ 山北支部
山北町 支部長：佐野益久

■ 南足柄支部
南足柄市 支部長：碓井利明

■ 小田原足柄支部
小田原市内藤町・中町・寿町・久野・萩窪・穴部・府川・北ノ窪等 支部長：田中良一

■ 箱根支部
箱根町 支部長：山本房子

■ 湯河原支部
湯河原町 支部長：佐藤秀隆

■ 足柄上支部
松田町・大井町・開成町・中井町・小田原市内鬼柳・下大井・上曾我・曾我大沢 支部長：岩田幸夫

■ 小田原城北支部
小田原市内相山・曾比・堀之内・中曾根・飯田岡・蓮正寺・小台等 支部長：君塚礼介

■ 橘支部
前川(川東地区は除く)・中村原・小船・小竹・羽根尾・山西・上町・沼代等 支部長：石塚昇

■ 川東支部
小田原市内酒匂川以東の地域(橘支部区域は除く) 支部長：渡瀬剛行

■ 小田原中央支部
小田原市内城山・栄町・城内・浜町・東町等 支部長：石黒榮治

■ 小田原城南支部
小田原市内本町・南町・早川・板橋・風祭・入生田等と城山の一部 支部長：片野洋二

■ 真鶴支部 真鶴町 支部長：千石誠治

※青色申告会の正会員にご入会いただくと、住所等の登録場所により各支部に所属することになります(準会員には所属支部はありません)。

お問い合わせ TEL:0465-24-2611(代)

小田原青色申告会の
あおいる優待サービス

箱根園水族館

会員特典
施設案内

富士山と芦ノ湖を
一望できる水族館!
バイカルアザラシ
に会いに行こう♪

ご招待券プレゼント
5組10名様
2面の「漢字穴埋めクイズ」
にご応募ください。

足柄下郡箱根町元箱根139
TEL:0460-83-1151 (9:00~16:00)
https://www.princehotels.co.jp/amuse/hakone-en/suizokukan/
海拔723m。大海の生きものが集まった、日本で一番標高の高いところにある海水の水族館です。中央には高さ7m、1,255tの海水をたたえた陽の光が直接そそぐオープンエアの大水槽が!淡水魚や深海魚に導かれスロープを降りると、頭上では海水魚たちが舞い、岸辺ではペンギンたちが話しかけてくれるかも♪

会員特典

大人:1,500円 ▶ **優待料金:1,300円**
こども:750円 ▶ **優待料金:650円**
(4歳~小学生)

毎日開催
11:00/13:00
※詳しくはホームページで。

本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

税の 基礎知識

「給付金」「協力金」等の課税関係について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための「休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響を受けた個人事業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」「一時支援金」「月次支援金」等の収入は、所得税の課税対象となります。

給付金や協力金は、事業による収入を補填するお金として、売上と共に収入に計上されます。これら事業による収入から経費などを差し引いた「事業所得」に対して、所得税が課されることになります。

給付金や協力金が入金された場合、その支給金額を『雑収入』として会計処理を行います。

ただし、サービスの提供や商品販売等の対価として支払われるものではないため、消費税は課税対象外です。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金150万円が普通預金口座に入金された場合の仕訳
支給決定がされた日の属する年分の収入金額として仕訳を行います。

借方		貸方
普通預金	1,500,000	雑収入
		1,500,000 (不課税)

※(不課税)は消費税区分

○青色申告決算書(2面)

提出用	〇月別売上(収入)金額及び仕入金額	売上(収入)金額	仕入金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
計		1,500,000	

○所得税が課税される給付金等の例

経済産業省 中小法人・個人事業者のための 一時支援金 緊急事態宣言の影響緩和	中小法人・個人事業者のための 月次支援金 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響緩和	事業用構築補助金
神奈川県 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業補助金	厚生労働省 雇用調整助成金	小田原市 中小企業事業者等支援金(第3弾)

一方で、子育て世帯やひとり親世帯に対する臨時給付金など、事業とは直接関係のない給付金は所得税非課税となります。

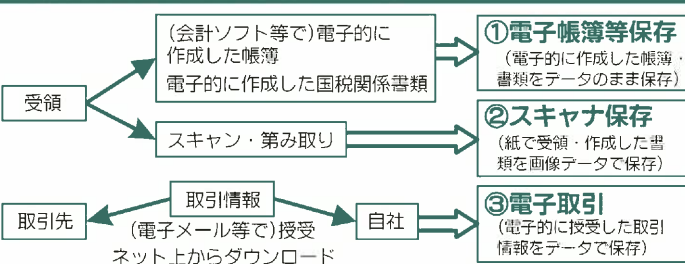
確定申告についての詳しい情報は、税務署にお問い合わせください

小田原税務署(自動音声によりご案内) TEL 0465-35-4511

令和4年1月1日施行

電子帳簿保存法が改正されました

電子帳簿保存法上の区分(イメージ)



電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項

税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿
又は保存を行う国税関係書類について適用

小田原税務署(税についての相談窓口) TEL:0465-35-4511 (自動音声によりご案内)

電子帳簿の手續に 関するQ&A

Q 新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、所得税の青色申告特別控除(65万円)の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか?

A 適用を受けようとする初年度においては、青色申告特別控除(65万円)の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出してください。また、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って、一定の要件を満たす優良電子帳簿システムで記録することが必要です。

小田原税務署からのお知らせ

消費税及び地方消費税の中間申告と納付を忘れずに

1 中間申告書の提出が必要な事業者

中間申告書の提出が必要な事業者は、原則として個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度の消費税の年税額が48万円を超える者です。

2 中間申告と納税

(1)直前の課税期間の確定消費税額に応じて次のようになります。

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告の回数	中間申告・納付期限	中間申告税額
48万円超から 400万円以下	年1回	中間申告の対象となる期間 の末日の翌日から2月以内	直前の課税期間の 確定消費税額の5/12
400万円超			国税庁ホームページをご確認ください。

(2)仮決算に基づいて申告・納付する場合

上記に代えて、「中間申告対象期間」を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基づいて納付すべき消費税額及び地方消費税額を計算することもできます。

~中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ~

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、**中間申告書をその提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。**

提出期限を延長するためには、所定の手続きが必要となります。また、中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難と認められる場合には、税務署に申請することにより、**納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

税のカレンダー

納期限を守りましょう! 口座振替を利用しましょう!

○国民健康保険料(税)の納期限

【第3期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町……8月31日(火)
【第4期分】松田町……8月31日(火)
【第5期分】真鶴町……8月31日(火)

○介護保険料の納期限

【8月分】(3期) 小田原市……8月31日(火)
【第2期分】中井町・大井町・松田町・山北町……8月31日(火)
【第3期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……8月31日(火)
【第5期分】真鶴町……8月31日(火)

○後期高齢者医療保険料の納期限

【8月分】(2期) 小田原市……8月31日(火)
【第2期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……8月31日(火)

○市県民税の納期限

【第2期分】小田原市・南足柄市……8月31日(火)

○町県民税の納期限

【第2期分】中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……8月31日(火)

※個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

申告・納期限:8月31日(火)

※個人事業税の納付(第1期分)……8月31日(火)

県税事務所からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため 県税事務所・自動車税管理事務所の 窓口での受付時間を短縮しています

県税事務所及び自動車税管理事務所では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、窓口での受付時間を短縮させていただきますことといたしました。

ご不便をおかけしますが、ご理解くださるようお願いいたします。

【対象窓口】 各県税事務所および自動車税管理事務所本所の各種窓口
【変更内容】 窓口の受付時間を次のとおり変更します。
(変更前) 8時30分~17時15分

↓

(変更後) 9時00分~16時30分

※運輸支局等にある自動車税管理事務所の各駐在事務所については、変更ありません。

【期 間】 令和3年6月28日(月)から当分の間

県民の皆様へのお願い

- 電話でのお問い合わせは、8時30分から17時15分まで受け付けていますが、できるだけ9時から16時30分の間にお願いします。
- 県税に関する手続きは、郵送や電子申請(申告)のご利用をお願いします。詳しくは、県税ホームページ「県税便利帳」をご覧ください。



ご予約は
お早めに。

会員限定
無料相談

要ご予約

予約 TEL:24-2612

弁護士の
法律相談会
10時~12時
8月20日(金)
9月7日(火)
9月17日(金)

弁護士の
相続相談会
10時~12時
8月18日(水)
9月15日(水)
10月20日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会
10時~12時
9月14日(火)
10月12日(火)
11月9日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産相談会
10時~12時
8月26日(木)
9月30日(木)
10月28日(木)

税理士の
相談会
14時~16時
8月19日(木)
9月16日(木)
10月21日(木)

日本政策金融公庫の
融資相談会
10時~12時
10月6日(水)
12月1日(水)
※お急ぎの場合は
ご相談ください。

経営
コンサルタントの
経営相談会
日時応談
予約 TEL:24-2614

会場:納税者センター・青色会館
|ご注意|
同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。